

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>環境農林水産部 環境管理室</p>	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="560 548 1593 747"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県内</td> <td>平成29年12月25日</td> <td>2,440円</td> <td>平成30年3月23日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県内</td> <td>平成29年12月25日</td> <td>2,540円</td> <td>平成30年3月23日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	滋賀県内	平成29年12月25日	2,440円	平成30年3月23日	滋賀県内	平成29年12月25日	2,540円	平成30年3月23日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>室内職員に対し、監査結果とともに、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。</p> <p>また、総務担当において管外出張リストを作成のうえ精算期日を管理するとともに、管外出張職員あて個別に出張後は速やかに精算入力を行うよう促し、適正な事務処理に努めた。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
滋賀県内	平成29年12月25日	2,440円	平成30年3月23日												
滋賀県内	平成29年12月25日	2,540円	平成30年3月23日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同月28日まで）